

NPOと行政による「協働」が全国レベルで徐々に浸透し、成果を挙げ始めています。NPOとの協働事業をに取り組む行政職員にインタビューし、協働事業のあり方や問題点とその解決策などを探りました。今回は、協働のルール・評価・しくみづくりに着手している三重県生活部NPO室の出丸朝代室長に、三重県の協働への取り組みを紹介していただきます。

「住民参加型の成熟した地域社会を築くために」

出丸 朝代さん

自己チェックシートで協働事業を評価

——三重県は、全国的にも協働に積極的な自治体として知られています。

出丸 三重県では平成 9年 4月、NPO法施行前年に全国に先駆けて生活部に 2人の NPO担当を置き、NPO支援をスタートさせました。平成 10年には、同法の施行に合わせて NPO室を

発足させて職員を 5人に増員したほか、県の先駆機関である津地方県民局など 7つの県民局に NPO担当を配しました。そして、NPO研



究会を立ち上げ、協働の考え方の基本となる「みえパートナーシップ宣言」を発表しました。その後、活動方針を「NPO支援」から「NPOと行政の対等な協働の推進」へと転換しています。

——三重県の NPO室では協働事業の終了後に関係職員と NPOが「自己チェックシート」を記入し、経験や反省点を次へつなごうとしていますね。

出丸 平成 11年に NPOと行政の対等な協働を確立するため、協働の実態を調査するアンケートを県内の NPOと行政を対象に実施しました。その結果、「成果が見えない」や「透明性に欠ける」など、さまざまな意見や指摘が寄せられ、協働事業の終了後に NPOと行政の双方が成果などを確認する必要性を痛感しました。そこで、14年度からチェックシートを導入し、NPOと行政がお互いに協働をどのように実施できたかを確認し合うようにしました。協働の自己チェックシートは、「(NPOと行政が)事業の目的、成果目標を共有しましたか」など 20以上のチェック項目と、課題や改善点を記入する形式になっています。

庁内ワーキンググループで協働のよりよいルールを練る

——今年から、庁内の部局横断的なワーキンググループを庁内に設け、質の高い協働事業を実施するための新たなルールやしくみの実現に取り組んでいるそうですね。

出丸 最初に双方納得のルールを決めておくことで、後のトラブルを回避できたり、形だけの協働から脱皮できるとしてい



石川県協働推進人材育成講座の様子

ます。メンバーは、若い世代を中心に 15人。ここで作成したルールの素案を NPO側に提案し、NPOの意見を取り入れて修正していく考えです。提案に先立つ意見交換の場を 8月 13日に開いたところです。NPO側からも、さまざまなアイデアが出てきました。

——これから、協働事業を推進していく中で、NPO室の役割がますます大きくなると思われませんが、今後の展望についてお聞かせください。

出丸 NPO室が協働に関する行政側の窓口となり、NPOや住民のニーズを受け止めな

ればいけないと思います。行政の窓口が一元化されることで、提案、相談しやすくなるでしょう。その中で事業としてふさわしい提案は、一緒に事業化を目指していきます。また、NPO室というより三重県の課題になりますが、部局の枠を超えて協働事業の調整ができる部署に人材がほしいですし、協働事業を評価して、予算や人事に連動させるしくみも必要です。現在、庁内ワーキンググループという形で各部局から NPO室に職員が集まり、協働について議論していますので、将来的にこのメンバーが中心になればと思います。

P R O F I L E



出丸 朝代さん

(いでまる あさよ)

三重県生活部 NPO室室長

【お問い合わせ】

〒514-0009 三重県津市羽所町 700アスト津 3F

TEL 059-222-5981 FAX 059-222-5971

URL <http://www1.mienpo.net/npot>

いしかわ

NPO ニュース

Vol.3

「特集」

協働ってなんだろう？

つながる、
ひろがる、
ふれあう。

[ちょっと気になる、いしかわのNPO]
NPO法人 クラブレッツ

いしかわのNPO

NPO法人 石川県救助犬協会連合会

NPO法人 ネイチャープロジェクト白山

木場潟を美しくする会

女川に菜の花油の灯をともし会

NPO法人 三和会

NPO法人 飛鳥

NPOの基礎講座

NPO法人にならないといけないの？

会計 Q&A

INFORMATION

県からのお知らせ

NPO・ボランティア情報

助成金ニュース

リーダーズ VOICE

三重県生活部 NPO室室長

出丸 朝代さん

石川県

URL <http://www.ishikawa-npo.jp>



協働って なんだろう？



Vol.3

協働をコーディネートする

NPOと行政との協働を推進するためには、市民セクター、企業セクター、行政セクターお互いの機能と役割を認識し、その特性を活かした協働の必要性を理解することが基本となる。しかし、もともと違う価値観を持った存在が、協働で事業を行う場合、自己主張やお互いの批判に終始して前向きな解決に至らない場合がある。多様な主体が地域づくりに関わっていく時、それぞれをコーディネートしていく人材が不可欠である。今回は、協働コーディネーターの必要性と役割について、考えてみよう。

参加の現場での協働コーディネーターの役割

ある公園計画の検討会での会話を想像してほしい。
登場人物:都市整備課長(55歳)、都市整備技師(31歳)、住民A(住民55歳、町会長)、住民B(商店主49歳、商店街役員) 課長「えー、今日は、お忙しい中、公園の検討会にお集まりいただきありがとうございます。この公園は住民の皆様のご意見を取り入れながら、参加型で進めてまいります。今日は、この公園計画について、皆さまの忌憚のないご意見をお願い致します。それでは、担当者の方よりご説明申し上げます。」

技師「それでは、こちらの図面を説明します。…(説明)…以上で説明は終わりです。何かご質問はございませんか。」
住民A「この場所は、いま建物がたつとるけど、ここに柵が立つっちゃうことは、もう決まりなんけ。」

技師「これは、あくまでたたき台ですので、みなさんのご意見を自由におっしゃってください。」

住民B「この場所は、まちなかに賑わいをつくるときに、大事な場所やと思うげんけど、こんな形にした方が、イベントのときなんか使いやすいんじゃないけ。」

住民A「イベントするんやったら、電源ほしいなあ。管理は市役所がしてくれるんやろ？」

技師「電源につきましてはですね、今のところ計画には入っておりません。」

住民B「こっちの入口から見るとところに、町内の掲示板とかをつけると便利やなあ。」

住民A「おお、そりゃいいねえ。」

技師「掲示板の設置については、庁内で検討させていただきます。実は、工期がせまっておりまして、来月には工事発注をしないと間に合いません。なんとか、この案でご承認いただきたいのですが、ほかに、ご意見ございませんか。」
住民A B「……」

課長「では、本日いただきましたご意見を踏まえまして、整備を進めさせていただきます。今日は、ありがとうございました。」

このやりとりは、ある自治体の職員研修の冒頭で使った台本だ。この寸劇を見てもらった後に、何が「まずい」のか、意見を出してもらったところ、「参加の場を設ける時期が遅すぎる」「行政の都合で、住民の意見が取り入れられたかどうか分からない」「事業全体のスケジュールが見えない」「住民からは要望ばかりが出されている」など、多くの問題点が出された。

研修参加者が問題点として挙げたことは、一言でいうと「参加のデザイン」がされていないということに尽きる。すなわち、参加の場に誰が参加し、いつ何の目的で会議を開催し、どのようなプログラムを進めるかが吟味されていないのだ。この参加のデザインをしっかりと描けるコーディネーターが重要である。このやりとりでは、「行政と住民が、直接対峙していること」も重要な問題点であり、言い換えると、協働コーディネーター不在で、価値観の違う主体が協働しようとしていることが他の多くの問題を生み出していると言える。

もし、この事例の中で協働コーディネーターが存在していたら、どうだろう。「地域の人々が楽しめる公園の計画をつくる」という協働の目標がしっかりと示され、参加者が対等の関係でリラックスした雰囲気の中で検討が進められることになる。検討中に出てくる様々な意見の中から方針を出し、公園の設計者との連携で、計画を練り上げる。協働コーディネーターは、このような参加型の会議でファシリテーター(推進役)としての役割を兼ねることが多い。それは、意見をコントロールせず、進行をコントロールすることで、立場の違う主体が同じ目的に向かって議論することを助ける役割である。



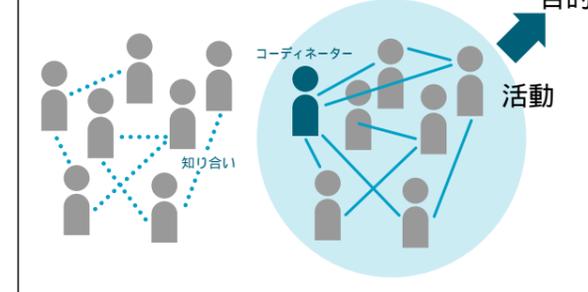
多様な主体が関わり合う組織

参加のデザインが有効に働き、公園計画の検討に参加した人の中から、完成後も公園の世話をしていくグループが組織化されたとしよう。個人の立場から、同じ目的を持った人々による組織への発展は、単に知り合いであった静的な状態から、目的に向かって活動できる動的な状態(ネットワーキング)へと転換したことを意味する。(図1)。公園に限らず、地域には様々な課題が横たわっている。そして、その課題には既存の組織や個人、行政など多様な主体が関与している。

かつては、少数のリーダーがいて「俺について来い」的な強力なリーダーシップで地域づくりを推進したが、多様な主体が関わる地域づくりでは、熱意のある住民が少しずつ周囲を巻き込みながら必要な専門家をも巻き込んでいくという形が自然である。その「巻き込み」の機能を持った専門家こそが「協働コーディネーター」といえる。

「協働」とは、人と人、組織と組織が知り合い、つながることでネットワークをつくり、さらに共通のテーマ・目標にむけて多様な主体が力を出し合うことである。その一連の流れを通じて、人々を元気づけ、地域に寄り添いながら活動を活性化していくキーパーソンが必要である。その役割と求められる資質には次()のようなものが考えられる。

(図1)静的状態からネットワーキングへ



()

- コーディネーターの役割
- 情報の集約と公開
 - 多様な主体の交流の促進
 - 開かれた協議の場づくり
 - コンセンサスの形成
 - 多様な主体の参加を促進するしくみづくり
- コーディネーターに求められる資質
- 中立性を貫くこと
 - 人の癖を知り意見をまとめる能力
 - 人々を力づけ、自主性を引き出す能力
 - 外部の専門家をうまく使いこなす能力
 - 強い意志を持っていること

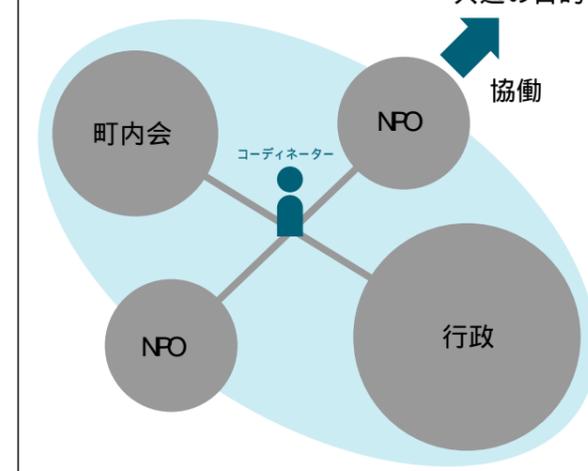
市民セクターの縦割りを越えて

よく「行政の縦割りの弊害」という言葉を聞く。しかし、NPOの世界も分野ごとに縦割りになっていることが多い。むしろ同じ組織に属していない分、情報交流の必然性がなく、行政よりも縦割りが進んでいるのが現状である。NPO同士が、お互いの活動を知り合い、情報交換し、連携するという動きは、NPO支援などを目的とした中間支援組織や地域づくり推進協議会などで行われているものの、ネットワーキングによって、NPO活動の質や協働事業を評価するという段階までは達していない。また、小規模なNPOにおいては、日々の活動で手一杯でなかなか他の主体との連携というところまで視野に入らないところが多い。

本来NPOは多様な価値観を持つことから、複数のNPOが同一地域の中で対立する可能性も考えられる。さらに、県内では既存の地縁団体の影響力が強いところが多く、NPOとの軋轢が生じる場面も出てくる。したがって、個人から組織へのネットワーキングの次段階として、組織同士の協働をコーディネートすることが必要となる。同じ地域で活動する多様な主体が、協働して地域の問題解決にあたる場合、ここでもやはり、互いの違いを認識した上で、方針を出す手助けをする協働コーディネーターが重要な役割を果たす(図2)。

NPO同士が協働することもあれば、NPOと行政、NPOと企業などセクター間の協働も今後ますます増えていくだろう。さらに、環境問題や平和活動をテーマとしたNPOでは、国際的な協働が必要なる場合もある。このように、多様な主体が関わり、共通の目的を目指して活動するときには、必ずと言って良いほど「協働コーディネーター」の存在が重要になる。

(図2)多様な主体の協働



協働型社会の実現に向けて

さて、地域づくりのキーパーソンとして、協働コーディネーターの必要性を述べたが、今後、県内あるいは国内でますます増えるであろう協働事業の多さに比べ、協働をコーディネートできる人材は、まだまだ不足していると言わざるを得ない。これまでは、このような専門家の技術力や調整力に関して認知度が低く、既存の専門家の熱意や地域のキーパーソンの潜在能力によって支えられてきた部

分が大きい。今後は、社会的な位置づけや専門家としての適正な評価をしつつ、新しいコーディネーターを育てていくことが求められる。

今後、石川県で協働型社会を築いていくためには、その要となる人づくりはもちろんだが、協働コーディネーターが活躍できるしくみを整えることも重要である。「協働型社会を支えるしくみの構築」は、石川県における重要な課題の一つと言ってよいだろう。

NPO法人 石川県救助犬協会連合会

〒921-8134 金沢市南四十万 3丁目 39-2
TEL 076-298-9555 FAX 076-298-1245
URL <http://www.sfddata.ne.jp/IRD/>
E-mail dog@m-rokuzai.co.jp

近年、警察犬・麻薬探知犬並びに介助犬、盲導犬、災害救助犬やセラピードッグなど犬の特性を生かした仕事が増えてきました。災害救助犬とは、地震・津波・土石流などの災害時に瓦礫に埋もれた行方不明者の発見や、雪山・海難事故・山岳不明者の捜索を目的とする犬です。しかし、有能な救助犬に育成・訓練されていても、行方不明の生存者発見の確率は時間の経過と共に下がります。そのため、災害発生後48時間以内に発見しなくてはなりません。72時間以上経過するとなかなか発見が難しい状況となります。海外や他府県からの救助犬を待っているのでは間に合いません。災害発生時すぐに駆けつけることが可能な、地域に密着した災害救助犬チームを作り上げることが急務です。しかも、人命はもちろん、犬の命にも関わる難しい作業である以上、ボランティアであってもアマチュアであっても現場で

はプロフェッショナルとしての成果を必要とします。災害に対する経験・知識・救助に関する高度な技術及び、人命を尊重する知力・体力・精神力と、意欲を必要とします。もちろん犬たちに対する深い愛情と、正しい方法で訓練をしなくてはなりません。災害の現場では適切な助言を与えてくれる医学、建築学、山岳知識など様々な分野の専門家と、情報を的確に伝えてくれる情報基地・通信技術と、後方支援団体を統括し実際の災害に対応できる専門家集団を組織する必要があります。



雪中合同訓練での雪崩遭難者捜索出動

当法人は、将来的に災害救助犬の重要性が社会全体に認知され、災害救助犬の普及と、理解の啓蒙を図り、実際の災害時に出勤し一人でも多く人命の捜索救助に携わるため、責任を自覚し信頼性の高い救助犬の育成・資質向上と救援活動を目指して発足いたしました。現在、県内には加賀・金沢・能登地区の3箇所に活動拠点を設置し、行方不明者の捜索や国内外各地の災害救援活動を行っています。またセラピー部門では金沢市近郊を中心に老人健康施設などへのアニマルセラピーの為の訪問活動に犬たちを派遣しています。一般の方々への飼育訓練の指導も含め、全ての事業を無償で実施しています。



倒壊家屋での被災者捜索訓練

NPO法人 ネイチャープロジェクト白山

〒921-8174 金沢市山科町へ 24-16
TEL 076-244-4706
E-mail m-mi.tani@lpha.ocn.ne.jp

設立の経緯
近年、中高年登山ブームや総合学習、環境教育への関心により、白山登山や白山周辺でのトレッキング、自然観察会など全国から毎年多くの方が訪れますが、地域による組織的な受け入れ体制がほとんど整備されていない状況です。そこで、地元白山麓の人達が中心となり、環白山地域の行政、教育機関等との協働による、白山のネイチャーガイドをはじめ、自然体験型教育事業として「白山の自然、歴史、文化」を語り、感動の共有を目指す組織「ネイチャープロジェクト白山」を発足しました。私たちの活動が観光、環境、教育、情報による環白山地域の活性化にも寄与できるように努力してまいります。

設立当初から4回の研修登山を実施し、白山麓の自然を再認識するため、新たな自然資産(貴重な動植物、巨樹や景観など)の発掘に向けた探索も行いました。こうした自然や歴史資産を踏まえ、自然体験学習の場を再認識し、地域のよさを生かした自然体験事業を推進してまいります。



自然探索研修の一コマ

活動の内容
本年設立当初は、東北、関西方面からの白山登山ツアー団体のネイチャーガイドを中心に活動しました。また地元小中学生の野外体験学習として白山登山案内を実施しました。これらを含め白山登山に関しては合計303名を対象とした、ネイチャーガイドをつとめました。

9月には平成17年4月から開講予定のトヨタ白川郷自然学校準備室スタッフとの会合を持ち、今後の協力関係を話し合いました。

活動会員の募集

当会では、ネイチャーガイドやインタープリターを募集しております。詳しくは上記メールか電話にて事務局三谷までお問い合わせください。

木場潟を美しくする会

〒923-0311 小松市木場町イ 266-1
TEL/FAX 0761-44-1636

小松市に位置する木場潟は、石川県内で唯一自然の姿を残している潟湖であります。

私たちは、木場潟周辺(町約3300世帯の町会と町内各団体を中心に「木場潟を美しくする会」を昭和57年春に結成しました。木場潟は、昭和33年頃までは水泳大会が行われるほど綺麗でしたが、汚濁が目立ち始めたのは30年代後半からです。水質を示すCOD(科学的酸素要求量)も平成2年には不名誉な全国ワースト2になったこともあります。「美しい木場潟を後世に残そう」との目的で、木場潟を美しくする会では、主な事業として、
潟周辺の清掃(クリーン作戦)
水質浄化対策
流域生活排水対策
流域啓蒙啓発活動 などが
あります。



「クリーン作戦」は潟周辺住民と地域外の人、企業や市職員を含め約200人が参加、毎年雪解けの後、芽吹きの前である3月末の日曜日に実施。自然の木場潟公園として整備され、潟へ訪れる人は年間25万人を越え、ゴミの量も多くなり、古タイヤを捨てて警察に検挙された例も。「啓発活動」として、各町の婦人会に呼び掛け浄化対策学習会や、小学生対象にメダカの育成や石鹸作り、「木場潟を美しくする会ニュース」の発行など、「水質浄化、生活排水対策」として、学習会の時に台所三点セット(廃食油再生の粉石鹸、水切ネット、ヘラ)の配布、年3回~4

回の家庭の廃食油の回収実施をしております。また、会員の視察研修も事業目的の一つで、今年は七尾市にある御被川(川への祈り実行委員会)へ視察、また県外の浄化運動団体の視察、緑化事業として木場潟周辺で桜苗木植樹実施、このような活動が認められ、平成4年環境庁長官の環境美化賞、平成17年「みどりの愛護」功労者建設大臣表彰を受けました。昨年は、国土交通省の要請で宮崎県で開催された「水環境フェア2003(宮崎)」で意見発表しました。

この会が永く継続しているのは、石川県や小松市、特に地域住民の「美しい木場潟を後世に残そう」との強い思いがあっご援助ご協力頂いているおかげです。会の願いは、国県において潟のヘドロを除去して欲しいと考えています。



クリーン作戦の様子(木場潟周辺にて)

女川に菜の花油の灯をともし会

〒920-0831 石川県金沢市東山 3-1-1-4F
TEL/FAX 076-252-3176
URL <http://www4.nsk.ne.jp/seeress/onagawa/>
E-mail seeress@po4.nsk.ne.jp

「女川に菜の花油の灯をともし会」は、川という「いのち」をみつめなおし、浅野川が自然・文化をはぐみ、みんなに愛される川であり続けること、魚たちがこの川で安心して住めるようになること、また子ども達が楽しく遊べる川になることを願い、2002年10月に発足しました。

活動内容
浅野川クリーンアップ&あかり祭...月に一度、浅野川の清掃活動を行っています。清掃活動の後は、かつて小橋町あたりに水車があって菜種油を製していたということにちなみ、また水への祈りをこめて川べりに菜種油の灯をともししています。菜の花を育てよう!...金沢市の協力を得てこの9月卯辰山公園健康交流センターの花壇にナタネをまきました。来春は菜の花祭りをおこない、タネを収穫して油をしぼる予定です。



手づくり行灯

女川コンサート・浅野川ごり会議・植樹活動

「女川に菜の花」サポーター募集中
会の趣旨に賛同してくださる方、今後の活動に是非とも参加・協力をお願いします。クリーンアップは、梅の橋たもと(東山側)が集合場所で、あかり祭は月ごとに場所を移動しています。川を愛する大人と子ども大集合!

女川100人会(協賛者)募集中

ご寄付をいただく形をとり、その資金は川をきれいにするための活動費、活動の想いを伝えるための費用にあてさせていただきたいと思っております。実活動には参加できなくても、志を同じくし賛同していただける方、是非協賛願います。



天神あかり

情報・今後の日程はこちらから
<http://www4.nsk.ne.jp/seeress/onagawa/>

NPO法人 三和会

〒929-1215 石川県かほく市高松ヶ13番地7
TEL 076-281-0906 FAX 076-281-1096

私たちは、海外での生活経験を持つ者、教育の現場に立っていた者、高齢者福祉の現場に携わっていた者とそれぞれですが、その良き経験を地域社会へ還元すべく、昨年11月NPO法人を設立いたしました。この1年間は地域社会の将来を担う青少年の抱える問題の中で、引きこもり不登校生徒に悩むご家庭や学校の先生方に対する講演、相談会及び



チュミ・ボーイズが歌と踊りを披露

カウンセリング講座を定期的に開催してまいりました。そして、共通の問題を抱えるご家庭の方々と「親の会」も立ち上げてまいりました。今後は1日も早く良い便りをいただけるように、がんばっていきたくとスタッフ一同決意も新たにしております。

次に国際交流の分野におきましては、石川県内で暮らす海外からの研修生、留学生と共に交流会、ボランティア活動を行ってまいりました。親元を遠く離れ習慣や言葉の違う中で一生懸命学んでいる研

修生や留学生の心の内は、かつて海外で暮らした体験がある者として、察するに余りあるものがあります。研修生、留学生と地元の人たちとの架け橋となるべく各種の企画を設けてまいりました。そのひとつが石川県内浦町と能都町で中型イカ釣漁船の研修を受けているインドネシアからの研修生有志で結成したインドネシア青年歌謡団CUMI・BOYS(チュミ・ボーイズ)です。休漁期の中で1月から3月末までの期間限定ではありますが、日本語学習の一環として日本の歌を覚え、インドネシアの歌とダンスを交えて日頃お世話になっている地元の方々のために高齢者福祉施設の訪問をしたり、地元で最も熱気に溢れる婦人会の会合で披露したりしています。発表の場が与えられることにより、さらに意欲と喜びを持って臨む研修生達の姿を見るにつけ、この活動を引き続き盛上げていかなければならないと感じております。ちなみにCUMI(チュミ)はインドネシア語でイカの意味です。



内浦町健康クラブ式典、参加者全員による記念撮影

NPO法人 飛鳥

〒920-2104 石川県鶴来町月橋町又14番地
TEL 0761-93-5571 FAX 0761-93-5781

設立の経緯

平成15年8月 NPO法人として認証を受ける。
平成16年4月 痴呆対応型共同生活介護(グループホーム)事業を開始。(ユニット9名)
平成17年2月 増築予定。(ユニット6名)

活動の内容

痴呆のある高齢者9名を必ず、介護保険制度のもとで運営しております。痴呆のある方でも、一般の方と同じように生活できるよう努めています。



職員と共に玉ネギの苗植え

困っていること

地域社会における痴呆という病気の考え方は、まだまだ低く、一般の老人とあまり変わらないという考え方が定着していない。地域のボランティア団体や、個人の参加をぜひお待ちしております。

アピールしたいこと

田園や山が見わたせる「グループホームあすか」は、入居者の方、なぜか心が和むように感じています。四季のうつろいを感じ、おだやかな日々を過ごしているように感じます。



秋の紅葉見学(河内村内尾にて)



注目!

ちょっと気になる、いしかわのNPO

Vol.3

NPO法人 クラブレッツ

「いつでも」「どこでも」誰もが「選んで」「気軽に楽しめる」そんなスポーツ環境を地域に根付かせたい

石川県初! 総合型地域スポーツクラブのNPO

社会では、子どもの体力の低下や学校の部活動の部員・指導者不足が問題となっており、子どもから大人、高齢者、障害者が楽しめる生涯スポーツの環境整備が指摘されています。そんな中、文部科学省では平成12年から地域住民が運営主体となる「総合型地域スポーツクラブ」の育成を始めており、すでに全国各地で多くのクラブが生まれました。

14年5月に設立したかほく市のクラブレッツも総合型地域スポーツクラブで、体力や年齢、技術レベルに関わらず、「いつでも・どこでも・いつまでも」をキーワードに成熟したスポーツ社会の実現を目指すとともに、青少年の健全育成や活力あるまちづくりにつなげることを目的としています。そして、16年3月にはNPO法人格を取得し、石川県内で唯一、総合型地域スポーツクラブのNPO法人として地域住民やスポーツ関係者の注目を集めています。



手づくりの運動会

地域住民の世代や趣味に合わせたスポーツ教室を開催

クラブレッツでは、子どもからお年寄り、障害者の方まで、スポーツを楽しめるクラブ。いつでも、どこでも、気軽にスポーツができるクラブ。一人ひとりが目標をもち、上達する喜びが持てるクラブ。夢を語り、新しく何かが生まれ育つクラブ。みんなで創り、みんなから愛されるクラブの5つの活動趣旨を掲げています。つまり、子どもを対象とした「遊びのスポーツ」から、青少年の「競技レベルを向上させるスポーツ」、地域住民の「健康のスポーツ」、高齢者や障害者の「生涯スポーツ」まで、あらゆる世代でスポーツ環境を充実させようというものです。



将来のバレリーナ(バレエ教室)

若さと健康づくり 友垣健康クラブ

現在、クラブレッツは常勤1名、パート2名の事務局スタッフと54名のボランティアスタッフで運営しており、エアロビクスや太極拳、トランポリン、バドミントンなどの教室を、子どもから大人、高齢者、障害者まで、それぞれを対象として定期的に開いています。指導員は、エアロビクス&フィットネス協会認定のインストラクターや日本ヨガ協会講師など、そうそうたるメンバーがそろっています。そのほか、白山登山や秋のスポーツまつり、トップレベル指導者講演会といった各種イベントも開催するなど、幅広い事業展開が魅力です。

経営基盤を固めるためNPO法人を選択

また、他のスポーツクラブと大きく違う点として、当初からNPO法人化を目標に掲げたことが挙げられます。榎敏弘クラブマネージャーは、「会費、自主事業費、各種スポーツ教室の参加費と補助金・助成金で運営しています。事業に広がりを持たせるためには、自主財源の割合を大きくしなければいけません。そこで、NPO法人になることを決めました」と話しています。

設立初年度、会員数は450名で予算は自主財源が35%、補助金が65%の割合でしたが、徐々に会員数を増やし、NPO法人になった15年度には会員が985名で自主財源が57%まで伸びています。16年度は全体の予算が約1600万円で、そのうち自主財源が60%になる予定です。榎さんは「4年後の20年には、会員数が1500名で自主財源を全体の70%にしたい。そのため、魅力ある教室やイベントを企画し、広く周知していく」と、目標を掲げています。

また、今後の運営については、「今まで、スポーツを行政、企業、学校に任せっきりにしてきましたが、これからは、地域の出番だと思います。しかし、地域だけで頑張らないことです。まだ、一人歩きできないので決して自分たちだけで抱え込まず、学校や企業、行政に手助けしてもらうことも大事だと思います。みんなの力と知恵を出し合うことが一番大切だと思います」と、思いを話します。

平成18年には、宇ノ気中学校の新築を機に、同校の体育館内にクラブレッツ事務局が設けられる予定とのこと。学校や自治体との協働を視野に置き、自治体や教育委員会に対して積極的な政策提案をしていく考えで、今後の活動からますます目が離せません。



みんなの知恵を出し合う広報部会

〒929-1116 かほく市下山田丑39-1
NPO法人 クラブレッツ事務局
TEL 076-283-4505 FAX 076-283-4435

「いしかわのNPO」掲載情報募集のお知らせ

今年度より、県内のNPO・ボランティア団体の活動内容等の情報を発信するコーナーを設けました。貴会の活動の情報を発信する場として、ぜひご利用いただければと思います。

掲載参考項目
・団体名、団体住所、電話番号、FAX番号、E-mail、URL
・設立の経緯、活動の内容(必ずご記入ください)、困っていること、アピールしたいこと等
600~800字程度にまとめてください。
掲載料/無料

寄稿方法/郵送、FAX、メールいずれも可
その他/活動風景や代表者のお写真も併せて送付いただければと思います(電子データ可)。
送り先/石川県NPO活動支援センター
〒920-0962 金沢市広坂2-1-1 石川県庁庁舎 2階 第2 TEL 076-223-9558 FAX 076-223-9559
E-mail npo@pref.ishikawa.jp 担当/岩城、河原

NPO会計 Q & A

Q NPOの会計を担当することになりました。金額は小さいのですが、たくさんの事業があって、領収書をどのように整理したら良いか困っています。NPO会計は企業会計と同じなのでしょうか？

A 現在NPO会計には、企業会計などのような会計原則や会計基準に相当するものではありません。モデルケースがふたつ紹介されているだけです。特に収支計算書以外には損益計算書に相当するものは義務づけられていないので、ここでは収支計算書の中のとりのわけ、「経常収入・支出の部」の勘定科目と、支出(領収書)の整理方法について説明します。

回答 NPO法人・i-ねっと 監修 税理士法人・中山

NPOの基礎講座

第3回 NPO法人にならないといけないの？

Q.どんな団体が法人格を取得し、それによってどのような変化があったのでしょうか？

例1.長い間福祉の活動に努力されて来た任意団体の方が、資産を投入して事業を続けてきましたが、助成がないと事業の継続が困難になりました。今まで行政担当窓口などで任意団体のため信用されないケースもありましたが、定款や事業報告義務を持つNPO法人として認証を受け、やっとどんな団体か社会的に認知してもらえるようになりました。

例2.会社が抱えている開発と研究という非営利部門に、同じ課題を抱えている同業企業関係者が集まって、開発研究のためのNPO法人を立ち上げました。一社だけで目的を掲げると特定企業の利益追求が目的になってしまいますが、志を共にした複数企業の集まりによるNPO法人が目的を掲げる事で、活動が公益的広がりを持つようになりました。

Q.では、どんな団体が任意団体としての活動を選択しているのでしょうか？

例「任意団体でしっかり活動ができていて、その実績を買われ、他セクターからの助成等も増えてきました。会計はメンバーの中で元企業会計経験者に任せていますし、ボランティアの管理もできています。法に則った運営や提出書類の作成などは、現在の会務運営にわずらわしさを増すだけだと思っています。」

このように、公益的な活動をしている団体だからNPO法人にならないといけないということはありません。私達には、出生し戸籍を持つと同時に日本国民としての義務と権利が発生します。選挙権を得たり、納税の義務を負います。法人格を持つということは「法が定めた人としての資格を持つ」ことです。任意団体は「人格なき団体」と言われ、税法上では納税の義務が発生しませんが、法人認証されて

団体登記をすることで、人並に法律によって人格を持つことが保障される訳です。ですから人並に納税の義務が生じます。また、さまざまな契約を個人ではなく、団体で行うことができます。NPO法人の大きなメリットはここです。公募形式の助成や委託についてみると、企画能力の低いNPO法人は、任意団体に負ける場合もあります。

また、他の法人格でなく、なぜNPO法人でなければならないかも、問われることとなります。会員だけが利益を享受できるもの、同業者だけの集まりなど、原則課税で財産が分配できる「中間法人」は300万円さえ用意できれば登記だけで作れます。設立のための資金は主務官庁で定められていますが、税制的にはNPO法人より優遇されている「公益法人(財団・社団)」もあります。法人化のメリットの代表的なものとしては、

- (1)法人化したことで組織内部の話合いが活発になり、民主的な運営と使命感が高まった。
- (2)法人化を目指すことで、メンバーの気持ちがひとつになり、事業への意欲が高まった。
- (3)法人化によって全国から関係する情報が寄せられるようになり、専門性が高まった。

などが挙げられ、公益的活動を展開する時に自分達のスキルアップの道具として、あるいは社会環境への変化を、具体的な事業によって起こそうという動機がはっきりと存在している時、さらに同じ志を持つ人が10人以上は周りにいる時、法人化を考えるべきでしょう。

NPO法人は、所轄庁に対する書類提出や納税の義務も伴いますので、くれぐれも名刺の肩書きだけのために、このNPO法人格を利用されることなかれ。

次回は「NPO運営、こうすれば良かった」です。

文責 i-ねっと事務局長 青海 康男

通帳1本、エクセルシートを使った「NPO初心者向け会計記帳術」

はじめに この方法はエクセルシート別に行う日々の記帳の仕方です。市販の会計ソフトを使うと簡単に処理できますが、この方法は複雑な収支のない団体、又は経理用ソフトの苦手な方にお勧めします。日々入ってくるお金は必ず預金通帳に入れましょう。また、日々必要な現金は、「小口現金」勘定として一定の金額を用意し、そこから支払います。現金が少なくなったら、通帳から引き出し補充します。事業別支出や管理費を個別シートに記帳する際に「領収書番号」も添えて記帳します。同じ番号を先の台紙隅に書き込んでファイルしておく、事業終了時や、年度末決算時に、支出(領収書)の振り分けが簡単にできます。

収支計算書における勘定科目の分類 (分類/経常収入の部)

1「会費など団体全体に関する収入」のエクセルシート
会費には名前や住所などをつけると会員名簿としても使えます。寄付金、雑収入など、別のシートを作ってもかまいません。会費・寄付金だけで行う事業があっても、ここには支出項目を作りません。そうすることで、収支計算書を作るとき、簡単に会費、寄付金などの額を書き込むことができます。

大科目	中科目
入会金収入	入会金収入
会費収入	正会員会費収入 賛助会員会費収入 等
寄付金収入	寄付金収入 募金収入
補助金等収入	事業と関連のないもの
雑収入	受取利息 受取賃借料 等

2「事業に関する収支」のエクセルシート

ここは定款に記載された事業、またはそれに関する事業別に複数のシートを作ります。「その他の事業」を行っている団体は、同じくその事業別のシートを作ります。「収入科目A」を使って事業収入を入力していきます。「支出科目B」は支出金額とその内容別に科目も書き入れます。「小科目」又は「適用欄」も作って領収書の内容を書いておくと、決算時に助かることがあります。この「事業別振り分け」を日々しっかり記帳していかないと、後でとても苦勞します。

2- 特定非営利活動に係る事業
2-2 その他の事業 (定款で定めている場合のみ作成する)

事業ごとの収支をしっかりと分けるのがコツ

1) 事業		2) 事業		3) 事業	
収入の部	支出の部	収入の部	支出の部	収入の部	支出の部
収入科目 A	支出科目 B	科目	科目	科目	科目

(分類/経常収入の部)

中科目	収入科目A(大科目/事業費)
	介護報酬収入
	利用者負担金収入
	物品販売収入
	バザー収入
	参加費収入
	受託収入

(分類/経常支出の部)

支出科目B(大科目/事業費)		中科目	中科目
アルバイト給与	常勤者給与と区別します	通信運搬費	電話、郵便、宅急便等
諸謝金	講師謝金、交通宿泊費	印刷製本費	広報パンフレットなどの印刷費等
会議費	原稿料等	保険料	ボランティアへの各種損害保険料
旅費交通費	会議時のお茶、食事代等	賃借料	会場使用料、レンタル料等
	運賃、タクシー代、宿泊	消耗品費	事業で使用した消耗品
	駐車料等	雑費	どの科目にも該当しない費用

3「管理費」のエクセルシート(支出科目C)

団体の運営に関する支出のシートです。定期的に振り落とされる電話代、家賃などは通帳に記載されてくる額を書き込みます。月ごとの一覧とすず定期的に支出される科目を並べた表にして記入していくと、月ごとの管理費が出でるので、節約にチャレンジする意欲も湧きます。決算時に、電話代や水道代、電気代などを「事業費の支出部分」として按分する方法もあります。

(分類/経常支出の部)

支出科目C(大科目/管理費)		中科目	中科目
給与手当	定期的に定額支払い	印刷製本費	会報などの印刷費等
役員報酬	主に不定期に不定額支払	新聞図書費	新聞代、図書購入費
福利厚生費	社会保険、残業夜食代等	研究研修費	各種セミナー等への参加費
水道光熱費	ガス、水道、電気代	会議費	総会・理事会費用
地代家賃	事務所の家賃等	保険料	自動車などの各種損害保険料
修繕費	建物等の修繕に関する費用	諸会費	各種団体への年間会費等
燃料費	灯油、ガソリン代	手数料	振込み手数料等
旅費交通費	運賃、タクシー代、宿泊費、駐車料等	リース料	リース購入した物品への支払い料
通信運搬費	電話、郵便、宅急便等	租税公課	収入印紙代、法人税等
消耗品費	団体の運営で使用した消耗品	雑費	どの科目にも該当しない費用

補足説明

- 1【大科目】は、収支計算書の一番左側に書かれる種類の大きさです。
- 2【中科目】は、大科目をさらに細かくした分類で、支出の内容をこの科目でまとめます。NPO会計における中科目の種類は多岐にわたりますが、ここでは、主に使用されるものを例示しています。
- 3【小科目】は、収支計算書に現れることはありませんが、支出の内容を簡単に記載しておくことで役立ちます。

決算期は 収入合計、支出合計をそれぞれのシートから導き、差額を出します。通帳残高(前期繰越収支差額を除く)と小口現金残高を合わせた金額と、差額がぴったり合えば大成功です。

INFORMATION

県からのお知らせ

メールマガジン「あいむ通信」発行のお知らせ

「あいむ通信」は、石川県NPO活動支援センターが発行するメールマガジンです。NPO・ボランティアに関するイベントや助成金情報等を月2回程度配信します。

「あいむ通信」へ情報の掲載をご希望される場合は、当ホームページの「掲示板」に直接情報を掲載いただくか、メール・FAX等で事務局まで情報をお寄せください。いただいた情報は、掲載にあたり内容を編集させていただく場合があります。また、スペースの都合等で掲載できない場合もありますので、ご了承ください。

配信をご希望される場合、配信を希望される方の団体名または氏名をご記入いただき、件名または本文に「あいむ通信」配信希望の旨を記載のうえ、下記までメールを送信ください。

配信希望アドレスがメールの送信元アドレスと異なる場合は、その旨お書き添えください。

お問い合わせ先
石川県NPO活動支援センター
〒920-0962 金沢市広坂2丁目 番 号
石川県広坂庁舎 2号館
TEL 076-223-9558 FAX 076-223-9559
URL <http://www.ishikawa-npo.jp>
E-mail magazine@ishikawa-npo.jp

NPO・ボランティア情報

NPOネットワーク会議

目的 / 地域のNPOなどの市民活動団体や、地域活動に関心のある個人が集まり、課題や問題を共有しながら、双方向的な共通の認識を持ち、これまでにはなかった新しい関係で、地域の元気を創ります。

内容 / 地域について「語る」

対象 / 一般、NPO関係者、行政関係者

開催日時 /

平成17年1月14日(金) 松任市民会館 30号会議室
1月2日(金) こまつまちづくり交流センター 2号中会議室
2月4日(金) 羽咋市文化会館 第1研修室
2月18日(金) 石川県NPO活動支援センター会議室

主催 / 石川県、(特) いしかわ市民活動ネットワークセンター
その他、詳細については下記までお問い合わせください。

**お申し込み
お問い合わせ先**
(特) いしかわ市民活動ネットワークセンター
〒920-0865 金沢市長町1-3-40
TEL 076-232-6673 FAX 076-232-6674
URL <http://ishikawanpo-net.jp>

講演会のご案内(子ども夢フォーラム)

趣旨 / 日頃から、子ども専用電話【チャイルドライン・いしかわ】を実施するなかで、「聴く」ということのむずかしさを実感しています。そうしたことから、多面的に子どもの情報を取り入れる機会をつくっています。今回、少年事件を多く手がけている弁護士を東京から招き、お話を聞きます。そして広い範囲の大人たちがこのことを共有しあうことが子どもの状況にとって重要だと思えました。子どもと関わりのある方および関心のある方のご参加をお待ちしています。

日時 / 平成17年2月5日(土) 18:00~ 20:00
会場 / 石川県立生涯学習センター 3号室
対象 / 関心のある大人の方(学生も歓迎)
参加費 / 1000円
内容 / 講演「子どもの変化の背景にあるもの」
講師 / 神谷信行氏(弁護士)
主催 / 子ども夢フォーラム

**お申し込み
お問い合わせ先**
子ども夢フォーラム(高木)
TEL/FAX 076-240-0735
URL <http://www.yureforum.org>
E-mail kodomo@yureforum.org

助成金ニュース

笹川スポーツ財団 平成17年度SSFスポーツエイド

対象団体 /
(1)任意団体で規約・会則があり、団体としての取り決めや経理処理ができるスポーツ団体
(2)社団・財団またはNPOの法人格を持つスポーツ団体
対象事業 / 申請するスポーツ団体が主催する事業で、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに開催される大会、教室・講習会、国際交流、スポーツプログラム、スポーツキャンプの事業
補助金額 / 限度額50万円~200万円、補助率50%~80% 事業種別により設定が異なります。)

受付期間 / 平成17年1月4日(火)~1月31日(月) 消印有効
その他、詳細については下記までお問い合わせください。

**お申し込み
お問い合わせ先**
(財) 笹川スポーツ財団 業務部 業務課
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16
TEL 03-3580-5854 FAX 03-3580-5968
URL <http://www.ssf.or.jp/>
E-mail aid@ssf.or.jp

全国冠婚葬祭互助協会 第6回社会貢献基金助成

目的 / この基金は、地域の種々の災害の救済、社会福祉事業、環境保全事業、国際協力など社会貢献活動を行う各種団体等への助成、並びに社会貢献に資する調査・研究を目的とした事業に対する助成を行い、以て日本の生活文化と地域社会の発展に寄与することを目的としています。
応募資格 / 非営利組織(財団法人、社団法人、社会福祉法人、NPO法人、その他任意団体、市民ボランティアグループも対象となります。)(又は大学、研究機関(個人も可))で、今回募集する助成対象事業の趣旨に合致する事業を行おうとしている団体等
対象事業 / (1)研究助成事業(婚礼(結婚式)、葬儀(お葬式)など儀式文化の調査研究)(2)高齢者福祉事業(3)障害者福祉事業(4)児童福祉事業(5)環境・文化財保全事業(6)国際協力・交流事業

助成金額 / 総額1000万円、件あたり200万円上限
募集締切 / 平成17年2月28日(月)必着
その他、詳細については下記までお問い合わせください。

**お申し込み
お問い合わせ先**
(社) 全日本冠婚葬祭互助協会事務局
社会貢献基金助成公募受付係
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-6-2 第2秋山ビル7F
TEL 03-3433-4415 FAX 03-3435-0880
URL <http://www.zengokyo.or.jp/>
E-mail webmaster@zengokyo.or.jp

セブン イレブンみどりの基金 2006年度「環境市民ボランティア活動助成制度」

下記1~4各助成の対象活動は
(1)自然環境保護・保全活動 (2)森林保全活動 (3)里山保全活動
(4)生態系保護活動 (5)体験型環境学習活動 (6)地域清掃活動 (7)植花活動 (8)環境への負荷を軽減する生活をテーマにした活動
<1 活動助成>

対象団体 / 日本国内において「環境」を主な目的として活動している下記の団体
(1)「環境の保全を図る活動」を活動分野として認証されているNPO法人

(2)任意の環境市民ボランティア団体
助成金額 / 上限は特になし(助成金総額は6000万円)
対象期間 / 平成17年3月1日から平成18年2月28日
締切日 / 平成17年2月28日(月) 消印有効 郵送にて受付

<2 育成助成>
対象団体 / 日本国内において「環境」をおもな目的に活動し「環境の保全を図る活動」を活動分野として、平成18年2月28日までにNPO法人の取得または申請を行う任意の環境市民ボランティア団体
助成金額 / 1団体あたり1年間50万円を上限とする

対象期間 / 平成17年3月1日から最長3年間継続
締切日 / 平成17年2月28日(月) 消印有効 郵送にて受付

<3 事業助成>
対象団体 / 日本国内において「環境」をおもな目的に活動している「環境の保全を図る活動」を活動分野として認証されているNPO法人

助成金額 / 1団体あたり1年間200万円を上限とする
対象期間 / 平成17年3月1日から2年または3年間継続
締切日 / 平成17年1月31日(月) 消印有効 郵送にて受付

<4 パートナーシップ助成>
対象団体 / 日本国内において「環境」をおもな目的に活動している「環境の保全を図る活動」を活動分野として認証され、かつ3年以上の活動実績があるNPO法人
助成金額 / 1団体あたり1年間360万円を上限とする
対象期間 / 平成17年3月1日から最長3年間継続
締切日 / 平成17年1月31日(月) 消印有効 郵送にて受付
その他、詳細については下記までお問い合わせください。

**お申し込み
お問い合わせ先**
セブン イレブンみどりの基金事務局
〒102-8455 東京都千代田区二番町8-8
TEL 03-6238-3872 FAX 03-3261-2513
URL <http://www.7midori.org/>
E-mail oubo@7midori.org

INFORMATION利用案内

本誌は6月、9月、12月、3月の年4回発行する予定です。
情報掲載希望の方は、おの前の月の1日までに、事業の概要(企画書、チラシ等)を郵送、ファクシミリ等でお送りください。(その際には、「いしかわNPOニュース」掲載希望とお書き添えください。)
ファクシミリの場合は、送信後かならず着信の確認をしてください。

政治、宗教、営利を目的とする活動は掲載できません。
誌面の都合により、お寄せいただいた情報を掲載できない場合があります。また、事前に掲載の可否の連絡はいたしませんので、ご了承ください。
掲載料は無料です。
送り先: 石川県NPO活動支援センター「あいむ」
〒920-0962 金沢市広坂2-1-1 石川県広坂庁舎 2号館2階

「あいむ」からのお知らせ

本誌に関するご意見・ご要望をお寄せください。お寄せいただいたご意見等は、制作に生かすほか、本誌に掲載してまいりたいと考えています。
「あいむ」では、先般開催されました「あいむ運営会議」の結果に基づき、下記のとおり、平成17年1月1日から利用ルールを一部変更することになりましたので、お知らせいたします。

石川県NPO活動支援センター「あいむ」利用ルールの変更内容

施行 / 平成17年1月1日

	【新】	【旧】
開館時間	水曜日 / 9:00~ 21:00 土曜日 / 9:00~ 17:00	水曜日 / 9:00~ 17:00 土曜日 / 9:00~
会議室	会議室を利用する場合には、利用申込書に必要事項を記入のうえ事務局へ提出してください。 申込方法 / 来訪、ファックス、電子メール、郵送で申し込みできます。(ただし、電話による申し込みはできません。) 申込開始 / 利用しようとする日の30日前(休館日と重なった場合は、その翌日)から申し込みできます。 各団体の利用回数は、週1回以内とします。	会議室・作業室の利用は、事前に予約することができます。 予約方法 / 電話、ファックス、電子メールで予約できます。 予約開始 / 利用しようとする日の1ヶ月前から予約できます。
作業室	作業室の利用は、事前に申し込みすることができます。 申込方法 / 来訪、電話、ファックス、電子メール、郵送で申し込みできます。 申込開始 / 利用しようとする日の30日前(休館日と重なった場合は、その翌日)から申し込みできます。	



平成16年10月、「あいむ運営会議」が行われました。お忙しい中、日頃から石川県NPO活動支援センター「あいむ」をご利用いただいている皆様にお集まりいただき、センターの現状についてご議論いただき、今後のあり方を決めていただきました。
今回の会議で、いろいろな方のご意見に耳を傾けることの「大切さ」を再認識すると同時に、「難しさ」も痛感しました。
今後も、皆様にも少しでもご利用いただけるセンターを目指し、取り組んでいきたいと思っております。



石川県NPO活動支援センター「あいむ」

〒920-0962 金沢市広坂2-1-1
石川県広坂庁舎 2号館 2階
TEL 076-223-9558 FAX 076-223-9559

URL <http://www.ishikawa-npo.jp>
E-mail npo@pref.ishikawa.jp